

# 藤岡市土地開発公社定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする

### (名称)

第2条 この土地開発公社は、藤岡市土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。

### (設立団体)

第3条 この公社の設立団体は、藤岡市とする。

### (事務所の所在地)

第4条 この公社は、事務所を群馬県藤岡市に置く。

### (公告の方法)

第5条 この公社の公告は、他の法律に特段の定めがある場合を除き藤岡市公告式条例(昭和29年条例第1号)の例による。

## 第2章 役員及び職員

### 第1節 役員及び職員

#### (役員)

第6条 この公社に次の役員を置く。

(1) 理事10名以内（うち理事長1名、常務理事1名）

(2) 監事2名以内

2 常務理事は常任とする。

#### (役員職務及び権限)

第7条 理事長は、この公社を代表し、その業務を総理する。

2 常務理事は、理事長を補佐して公社の業務を処理するとともに理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は規程の定めるところにより、この公社の業務の執行を決定する。

4 監事は公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第16条第8項の職務を行う。

#### (役員任命)

第8条 理事及び監事は、藤岡市長が任命する。

2 理事長は、理事の互選により、常務理事は理事長が指名する。

#### (役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

#### (役員兼任の禁止)

第10条 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

#### (職員任命)

第11条 この公社の事務を処理するために必要な職員を置く。

2 職員は理事長が任命する。

(兼職の禁止)

第12条 常任の役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする団体の役員となり、また、自ら営利事業に従事してはならない。

## 第2節 理事会

(設置及び構成)

第13条 この会社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき招集する。

2 理事長は、理事総数の3分の1以上、または監事から会議の目的たる事項を記載した書面により理事会の開催要求があったときは理事会を招集しなければならない。

(理事会の議事)

第15条 理事会の議長は理事長をもってこれにあてる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(書面表決等)

第16条 止むを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 理事長は、緊急の必要により会議を開催するいとまがないときは、持ち廻りの方法により各理事の表決を求めることができる。

3 前2項の場合において前条の規定の適用については表決に参加したものとみなす。

(理事会の議決事項)

第17条 次に掲げる事項は理事会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更、業務方法書の制定または変更

(2) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画

(3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書及び事業報告書

(4) 規程の制定または改正若しくは廃止

(5) 規程により理事会の権限に属する事項

(6) その他この会社の運営上理事長が重要と認める事項

2 前項第1号に掲げる事項については出席理事の3分の2以上の決するところによる。

## 第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第18条 この会社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

イ 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土

地

- ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
- ハ 公営企業の用に供する土地
- ニ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
- ホ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
- ヘ 航空機の騒音により生じる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地

(2) 住宅用地の造成事業、地域開発のためにする内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業並びに造成地（この公社が公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号の規定により造成した土地をいう。以下この号において同じ。）について借地借家法（平成3年法律第90号）第2条第1号に規定する借地権（地上権を除き、同法第24条の規定の適用を受けるものに限る。）を設定し、当該造成地を業務施設（工場、事務所その他の業務施設をいう。以下この号において同じ。）福祉増進施設（教育施設、医療施設その他の住民の福祉の増進に直接寄与する施設をいう。以下この号において同じ。）又は立地促進施設（業務施設又は福祉増進施設の立地の促進に資する施設をいう。）の用に供するために賃貸する事業を行うこと。

(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。

(1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 国、地方公共団体その他の公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

（業務方法書）

第19条 この公社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか業務方法書の定めるところによる。

#### 第4章 基本財産の額、その他資産及び会計

（資産）

第20条 この公社の財産は、基本財産とする。

2 この公社の基本財産の額は、500万円とし藤岡市が全額出資する。

3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するとともにこれを取りくずしてはならない。

（事業年度）

第21条 この公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（財務諸表及び事業報告書）

第22条 この公社は毎事業年度の終了後2ヵ月以内に財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書及び事業報告書を作成し監事の監査を経て藤岡市長に提出する。

（利益及び損失の処理）

第23条 この公社は、毎事業年度の損益計算上利益が生じたときは、前事業年度から繰

り越した損失をうめ、なお残金があるときは、その残金の額は準備金として整理する。  
2 この公社は、毎事業年度の損益計算上損失が生じたときは前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第24条 この公社は、次の方法によるほか業務上の余裕金を運用してはならない。

(1) 国債または地方債の取得

(2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

(予算の弾力運用)

第25条 理事長は第17条の規定にかかわらず業務量の増加により業務のため必要な経費に不足を生じたときは藤岡市長の承認を得て当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合において理事長は次の理事会においてその旨を報告しなければならない。

## 第5章 雑 則

(解 散)

第26条 この公社は理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ藤岡市議会の議決を経て群馬県知事の認可を受けたとき解散する。

2 この公社は、解散した場合において債務を弁済して、なお残余財産があるときは、藤岡市に帰属する。

(規程への委任)

第27条 この公社の運営に関し必要な事項はこの定款及び業務方法書に定めるもののほか規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、公社の成立の日から施行する。

(最初の役員任期)

2 この公社の最初の役員任期は第9条第1項の規定にかかわらず藤岡市長の定めるところによる。

(最初の事業年度)

3 この公社の最初の事業年度は第21条の規定にかかわらず公社成立の日から昭和60年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この定款は、昭和63年9月1日から施行する。

附 則

この定款は、群馬県知事の認可を受けた日から施行する。

附 則

この定款は、群馬県知事の認可を受けた日から施行する。